

個人情報保護条例の改正に係る審議会の答申について

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

これを受け、「横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の改正が必要となることから、本年5月に、横浜市長から、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ、改正内容につき諮問しました。

この度、審議会からの答申を受けましたので公表します。なお、審査会からは令和4年9月13日に答申を受けており、既に内容を公表しております。

答申の概要

個人情報保護条例の改正について

条例要配慮個人情報に係る規定が不要である旨、個人情報取扱事務開始届に係る規定が必要である旨等計12項目

答申の閲覧

横浜市市民局市民情報課のホームページに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/seido.html>

お問合せ先	
市民局市民情報課長	小林 且典 Tel 045-671-3881